

## 裁判員経験者との意見交換会

1 日時

平成29年2月2日（木）午後2時30分から午後4時20分

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者4人（裁判員経験者3人，補充裁判員経験者1人）

鹿児島地方裁判所刑事部部総括判事 富田敦史

鹿児島地方裁判所裁判官 大竹泰章

鹿児島地方検察庁検察官 高田恵里佳

鹿児島県弁護士会弁護士 大毛裕貴

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※裁判員経験者及び補充裁判員経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する（裁判員経験者は、1，2，5，補充裁判員経験者は3である。）。

○司会者

裁判員，補充裁判員経験者の皆さん，今日はありがとうございます。

本日，裁判員の皆さんとお話しする話題事項としては，大きく分けて五つございます。

最初に，今回，裁判員裁判に参加していただいたの感想を，2番目に，裁判員裁判に参加していただくに当たっての御苦労話を，そして3番目に公判審理の分かりやすさなどについて，4番目に，評議がどうだったかということについて，最後に，まとめになりますが，一般の市民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加することの意味や，実際参加されて，その後，どういうふうにご経過しておられるかなどについて，お話をまとめて伺っていきたいと考えております。

できるだけ，裁判員の皆さんと，評議室でどんな雰囲気でお話しているかということが再現できるようにしたいと思いますので，裁判員の皆さんも評議室での感じを再現していただけるようにお願いします。

最初に，簡単に話しやすいところから，今回の裁判員裁判に参加していただいたの感想や，これまで参加される前に思っていたことと，実際どうだったか，初めての方ばかりで，裁判員を構成するわけですがけれども，知らない人同士で6人，8人でどんな話がうまくいったのかということなども含めて，話をしていただければと思います。

2番の裁判員経験者の方からお願いいたします。

○裁判員等経験者2

10月に裁判員をした者です。

参加する前に想像していたことが実際はどうだったかということですが，裁判員，最高裁からDVDと冊子が入った書類が送ってきまして，これは何だろうと開

けてみたら、その裁判員候補に選ばれたということで、その中にまた返送する書類とかが入っていて、それからどの程度でしたかね。一月、二月ぐらいたっていたのか、ちょっと記憶が定かじゃないですけども、鹿児島地方裁判所から、選任手続の日程が書かれた書類が入ってきておりました。それで10月3日にこの裁判所で30名くらい来られた中で選ばれたんですけども、裁判というものは、あくまでもテレビでしか見たことがないものですから、どんな事件なのか、どうやって素人の私たちが裁判をできるのかなというのにはありましたけれども、検察官、裁判官、また弁護士の方々が、素人でも分かりやすいような書面に仕上げられていたので、その点はちょっと安心したかなとは思いますが。それまではちょっと、本当に私でできるのかなという不安がありましたけれども、実際やってみて、今になったらいい勉強になったなとも思います。

以上です。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方、お願いします。

○裁判員等経験者3

同じく10月の補充裁判員をしました。

裁判員をして、よかったと思っています。この裁判員制度のことは、ニュースやテレビでよく放送されておりましたので、あることは知っておりましたけれども、まさか、自分に回ってくるとは思っていなかったもので、それまでは人ごとみただったんですけども、やはり試してみたい、今までは新聞などもそういう記事が載っていても、さっと見るとか、そのぐらいの感じでニュースを聞いたり新聞を読んだりしていたところがありました。自分が実際に裁判員をしてみて、やはりちゃんと、きちんとそれを読むように、また見るようになりました。回ってきたらどうしようかと思っている人もいますかと思いますが、やはりしたほうが、自分のためにも絶対いいことだと思いますので、これはぜひ参加し、家庭の事情によって参加できない

事情のある人もいるかと思いますが、それをクリアできた人は、できたら裁判員に参加したほうが良いと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

1 番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 1

5月に裁判員をやった者です。最初に、裁判員裁判の話は聞いておりましたけれども、全然興味はなかったのですが、書類が届いたときに、やっぱりくるんだなと、ここにもくるんだなと思ひまして、裁判所に行ったけれども、また抽選ということで、もうはずれるかなと思ひて、安心しまして、そしたら当たりまして、ああやっぱり当たったのだなというので、びっくりしました。それから、どういうことをするのかと、裁判所に行って、知らない人8人、9人ぐらいと集まって、僕に務まるのかなと思ひ、やっていたんですけれども、少しずつ分かるようになりまして、こうして進むということも分かってきました。

裁判員になって、実際よかったですと思ひます。普通は新聞を余り読まないけれども、よく見るようになりました。

○司会者

ありがとうございます。

5 番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 5

7月の裁判員をしました。裁判員5番です。

最初に、鹿児島地裁からの封筒が届いたときは、自分が何か悪いことをしたのかと思ひて、びっくりしたんですけれども、本当に裁判に関しては、自分が無関心だという感覚、自覚もないぐらい何も考えていなくて、実際来てみて、人の前で話したりするのも慣れない人ばかりだと緊張するんですが、裁判官の皆さんとか、ほかの裁判員の方々が話をしやすい雰囲気を作ってくださいたりして、その中で少しづ

つ勉強しながら、参加させていただくことができ、貴重な経験をさせていただいたなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

5番の方は、裁判官も含めて、周りが初めての人ばかりじゃないですか。最初、どうでしたか。

○裁判員等経験者5

最初、今みたいな感じで、がちがちでしゃべれなかったんですけども、終わるころには裁判官から、最初の頃がうそのようですねって言われるくらい、皆さんとよく、たくさん話合いをしたからだと思うんですけども、話せるようになって、事件自体が殺人とかそういったものではなかったから、少し、その重さで違うのもいいのか、悪いのかよく分からないんですけども、そんなに重くなり過ぎずに話せたかなと思います。

○司会者

女性の裁判員の方が結構おられて、その後も何かおつき合いがあるって伺ったんですけども、そうなんですか。

○裁判員等経験者5

女性が多かったので、はい。2人ですけども、今でも連絡をとってお茶をしたり、今日はちょっと来れないという連絡をもらったりしています。

○司会者

ありがとうございました。

だんだんしゃべりやすくなったところで、話を少し進めていきますが、今回の裁判は、短いものでも6日間、長いと8日間ありましたけれども、皆さんお仕事や御家庭の事情を調整して参加していただいたと思います。この点での御苦労話みたいなものがありましたら、お願いいたします。また、お仕事されていない方も、普段の生活とだいぶ変わるとお思いますので、御家族との関係について、どのような理

解を御家族にいただいたのかということについても、お話ししていただければと思います。

さっき2番の方からしましたので、3番の方からお願いします。

○裁判員等経験者3

交通の便もそんなに悪くはないので、こちらに来るのはそんなに大変ではなかったです。でも、やはり電車に乗ったり、家からまた駅まで行ったりとかいうのですと、1時間ぐらいはかかりました。

参加するに当たっても、苦勞とか不具合とか、そういうのは余りありませんでした。

それから、裁判官の方がきちんと説明してくださって、さっさとするのかと思ったら、すごく丁寧に一つずつ事を運んでいって、そしてみんなに分かるように十分な時間をかけられていて、それはやはりよかったんじゃないかと思います。

○司会者

ありがとうございました。

評議の中身は後でまた話をしたいと思います。

会社勤めの関係でお仕事の調整はどうだったかということがありましたら、2番の方とか1番の方とか、5番の方とか、ちょっとお話をしていただければと思います。

1番の方、お願いします。

○裁判員等経験者1

最初は、仕事がちょっと忙しくて休めないもんですから、どうしようかなと思ったんですけども、会社のほうに相談をしたら、公休をいただけるようになりまして、それで公休取れたんだったら参加しようかなと思っていました。

○司会者

ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

○裁判員等経験者5

うちの会社は裁判員休暇というのが設けられていますけれども、その裁判員休暇は無給になるので、県のほうから有休を使ったほうがいいよと勧めてくださって、有休で、4日間の裁判だったので長いというのはありませんけれども、これは出ないといけないやつだからというふうに言われて、裁判が終わった夕方には帰れるので、そのあとちょっと仕事場に行く日が、1日、2日はありましたけれども、みんな快く送り出してくれました。

○司会者

有休を使うと、後で足りなくなって困ったりしませんでしたか。

○裁判員等経験者5

20日、20日で40日あるので、特に困ることはなかったと思います。

○司会者

では、2番の方、どうでしょうか。

○裁判員等経験者2

仕事の調整に関しては、私も会社のほうに有休という形で届けを出しまして、後日、本社から上司に、今回のこの裁判員裁判で裁判所に出廷するのであれば、会社から休みをあげてもいいんじゃないかという話が出て、最終的には裁判員が終わって、後日給料の締切りのときになってから、公用扱いみたいな形で処理していただいて、有休は提出したんですけれども、また返却ということで、会社では処理されたかと思います。

あとは、裁判所までの通勤ですけれども、いつも新幹線と市電を使って、ここまで来ておりましたから、交通の便に関しては、多分一番いいところに、いい交通の便があったのかな、よかったかなと思っております。

刑事事件に参加することについては、不安は最初、多少はありましたけれども、裁判官の方たちのアドバイスとかで、結構話も分かりやすく、理解しやすく説明してくださったので、よかったかと思います。

以上です。

○司会者

ありがとうございます。

今、2番の方のほうから、仕事のほうの調整とかについては、うまくいきましたけれども、刑事裁判に参加することについての、気の重い話だと思いますので、その辺の不安とかがどうだったのかということとかを御紹介していただければと思います。また、アンケートを見てみますと、裁判員になってみたかったという人は、余りいないのが実際ですけれども、皆さん、その点どうだったかということもあわせて御紹介していただければと思います。

5番の方、どうでしょうか。

○裁判員等経験者5

刑事裁判に参加することに関しては、最初、何の裁判なのかとか、それが来た時点では分からず、怖いものというか、殺人とか強盗とか、強姦とか、そういうものだったらそういう写真も見ないといけないのかなとか、そういう写真とかそういったものを目にすることが怖かったりしますけれども、それ以外はそう気にしてなくて、ただ、他庁の事件で裁判員に声をかけてくる人がいたというのがあったのを聞いて、ちょっとそういうこともあるんだというのはあったんですけれども、職員の方々が、夕方車に乗って裁判所を出るまで見送りをしてくださっていて、そういったことで、不安もとれて、実際にやってみたら特に何も怖いことはなかったというのが感想です。

○司会者

3番の方、裁判員をもともとやってみたいというお気持ちがありましたか。

○裁判員等経験者3

いいえ、それは全然なかったです。ここに選ばれた人は大体そうだと思うんですけれども、自分から積極的にやってみたいという人はごく少数ではないかと思えます。ただ来たからそれでしたという人が大半を占めるんじゃないかと思えます。私



も来る前からしたいななんていうのは全然思わなくて、ただ、それに選ばれましたという封書が届いたから、それはしようかということになったわけで、やはり何て言うか、ただ、私たちは素人だから、素人がそういう裁判をするよりも、専門家の人がしたほうが「ぱぱっ」とできるのではないかという考えはありましたけれども、やはり素人の人も入って、それから説明をきちんと裁判官の方がしてくださいますので、そのことについて何の不安とか苦勞とかは、実際やってみて感じませんでした。

○司会者

ありがとうございます。

10月の事件は強盗殺人未遂ということで、さっき5番の方もおっしゃっていましたが、御遺体の悲惨な状況の写真を見せられたりとかということであらかじめ心配されてくる世間の方も多いと思います。実際、昔はそういう裁判で証拠を調べた時代もありましたけれども、実際のところがどうだったかというところを、ちょっと御紹介してください。

○裁判員等経験者3

私たちに見せられたのは、赤い血じゃなくて白黒という、そういう映像で見せられました。終わった後の記者会見で、全員にそういう血とか見て、怖いとか何とか、なかったですかという質問があったのを、誰一人として、全然どうもありませんでしたという、全員がそれを見て、嫌だったとか、怖かったとか、誰もそれは答えていなかったように思います。私もどうもなかったです。

○司会者

ありがとうございます。

重ねて申しわけないですけども、他庁で裁判員への声かけ事件があった後の裁判だったと思いますので、その辺のそういう点での裁判員になることが誰かに分かって、そこから誰かから働きかけられたりするんじゃないかという心配はどうでしたか。

○裁判員等経験者3

それは全然感じませんでした。私たちの場合はそういうのが全然なかったもので、怖いとか何とか、それも感じませんでした。

○司会者

ありがとうございます。

その1番の方が怖く思ったかどうかはちょっと分かりませんが、さっき5番の方が言われたみたいな、その裁判員であることで、その事件の関係者から何か働きかけられたりするような心配みたいなのは、選ばれる前、思っておられましたか。

○裁判員等経験者1

そういうのはもう全くなかったですね。もし殺人事件だったら、人から聞いた話ですけど、ちょっと裁判がもう1か月も2か月も長引くのではないかと言われて、ああそうなのかな、どうしようかなとは思いましたが、そういうことは思わなかったです。

○司会者

ありがとうございます。

裁判員裁判に参加するに当たっての御苦労とか、不安なんかについて、大体伺ったかなと思います。

次に、ちょっと公判審理の分かりやすさの観点で、少しお話を伺いたと思います。

今回の3件の裁判員裁判は、どの事件も事実関係で多かれ少なかれ、争点になる点がありました。こういう事件だと、どういう点が争いになっているのかというのを、裁判が始まる時に裁判員の皆さんが理解して始めるというのが一番大事なことになります。検察官、弁護人も最初に冒頭陳述をする際に、裁判員の方に、この事件の争点となるべきことがどんなことなのかということを、あらかじめ理解していただけるようにいろいろ工夫していたと思いますけれども、皆さんが御担当され

た事件の最初に行った検察官や弁護人の冒頭陳述に関連して、分かりやすいものだったかどうかということ、率直なところを伺っていきたいと思います。

記憶が鮮明なほうからお願いしたいと思いますが、2番の方、どうでしょうか。

○裁判員等経験者2

検察官、弁護士の方々の説明の分かりやすさという点では、素人の私たちでも分かるような説明や段取りをされていたのではないかと考えております。内容も結構、一般の方でも分かるような説明だったと考えております。特別、これでは分からないなという点は感じませんでした。

○司会者

ありがとうございます。

担当された冒頭陳述を今、見返してくださっている方もおられますけれども、見返してみて5番の方、どうですか。

○裁判員等経験者5

そうですね。登場人物が多くてごちゃごちゃして、自分の中でわけが分からなくなってしまったりということがあったりしたのですけれども、この冒頭陳述メモという資料が今ここにありますけれども、これをどの時点でいただいたのか、はっきり覚えていないですけれども、これをずっと見ながら、実行役とか、合図役とかって表になって名前が載っているものがありますけれども、そういった資料をいただけたり、それに沿って説明をしていただいたので、分かりやすくて、分からなくなったらすぐ前に戻ってというのを繰り返していくことができたので、特に分からなくて混乱するとか、そういったことはなかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方が担当された事件は、検察官の見立てと弁護士の見立てが違う、争点自体が複雑だった事件だと思いますけれども、審理が始まるときに、最初に冒頭陳述として検察官と弁護士の方が、事件のストーリーや、どういうところが争いになっ

ているかというのを説明したと思いますが、早い段階で分かりましたでしょうか。

○裁判員等経験者 1

はい。弁護士も検察官もストーリーを事細かく話していたので、話は分かりました。

○司会者

分かりやすかったですか。ありがとうございます。

あとは、どの事件も証人が出てくる事件が多かったですよね。皆さんは、検察官や弁護士が証人尋問をするというシーンは多分、映画とかテレビで御覧になって、何となく裁判での証人尋問や被告人質問のイメージというのがあったと思いますけれども、実際、御自身が担当した事件の証人尋問や被告人質問がどんなもので、質問されている内容がどのくらい分かりやすかったのか、そうでなかったのかという、何か印象で構いませんけれども、話していただける点があったら、お願いいたします。

3番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 3

検察官の方とか、それから弁護士の方、説明は非常に分かりやすかったです。それを聞いた上で、今度は自分たちの評議室のところで、今度は裁判官の方が黒板に今までのことを一つずつ、ずっと洗っていくわけですがけれども、すごく丁寧に一つ一つ、この場合は、ここまで丁寧に十分に審議するんだなって思いました。だから、大体の人が出席した人は分かったと思います。

○司会者

ありがとうございます。

証人尋問とか被告人質問の弁護士や検察官の質問の仕方とか、テレビで見たのと大分違ってたか、似ていたかを含めて、ちょっとその辺の一般の方の感想的なところで構いませんけれども、教えていただければと思いますが、2番の方、どうです

か。

○裁判員等経験者 2

結構分かりやすく，証人の方も，結構高齢の方でしたけれども，事細かく，ここまでよく覚えているなというぐらい，証人尋問でもはっきりと答えていらっしゃいました。また，検察官，弁護士の尋問に関しても，素人でも理解できるような内容だったかと思っております。

○司会者

今回，検察官と弁護士はそれぞれ一人出席されているんですけども，担当された事件のことが気になるかもしれませんが，その事件から離れて，尋問とかの関係で裁判員の方に，実際のところどうだったか，質問されたいことがありましたら，ぜひお願いいたします。

検察官はどうでしょうか。

○検察官

先ほど登場人物が多くいて，こういう人物関係図があったので助かったと言っただけなのは，すごくありがたいなというふうに思いますけれども，事件が複数あったりする場合とか，登場人物が多いとき，正直，その証拠調べでこちらがパワーポイントで説明をしているときに，どこまで皆さん，ついてきて内容を理解していただけているのかなというのは，不安に思うところがありますので，尋問もそうですけれども，スライドでテーマ説明している中で，こういうところは分かりやすいとか，分かりにくいところで，特にこの点は分かりにくかったとか，調書の朗読は，正直，どんなふうな印象を持たれているのかとか，その辺をちょっと教えていただければと思います。

○司会者

5番の方，お願いします。

○裁判員等経験者 5

そうですね。正直，はっきり覚えていないところもあるんですけども，スライ

ドを使って、モニターを見ながら説明を聞いたりとか、資料を見ながら聞いているところは分かりやすかったと思います。ずっと調書を読まれているときも、資料が何かをいただいていたと思います。

○司会者

調書は目の前のモニターに映されて、それを目で追いながら、皆さん御覧になっていたと思います。手元にも地図とか、人物関係図は、その資料があつて、それを見ながら聞いていたと思いますが。

○裁判員等経験者5

今言われて思い出しました。そうですね。地図とか、この位置にあつて、ここから出て行ってとか、ここで突き飛ばしてとか、そういった場所とか、その図があると、とても私はイメージがしやすくて、そういった資料があつたのはとても分かりやすかったと思います。

○検察官

検察官としては、質問するときには、なるべく何について質問しているのかということ、テーマが分かるように尋問をしたいと思っているんですけども、証人尋問の場合には、ある程度、時系列に沿って質問をできるので、分かりやすくできるかとは思いますが、被告人質問になると、やっぱり順番がいろいろ入り乱れたりすることもあるので、話が分かりやすかったのかどうか、率直に今、教えていただきたいなというふうに思います。

○司会者

その辺、覚えてますか。

結構、検察官と被告人が押し問答になっている場面とか、あつたかと思いますがどうですか。

○裁判員等経験者1

あつたと思いますが、ちょっと期間がたっているので、あんまり・・・。

○司会者

あんまりリアルな記憶が。

○裁判員等経験者 1

はい。結構検察官の方が、被告人に対して、こうこうですよ、こうこうですよということ、しつこく聞いていたみたいだったんですけど。

○司会者

大体、検察官の質問は、被告人と意見が対立する場面は同じことを違う角度から何度も聞いていたりとかいうことがありますよね。そういうのは質問を聞いている側として、この検察官は何を聞こうとしているかなというのは、伝わってくるものなんでしょうか。

○裁判員等経験者 1

いろいろ言っている意味は分かりました。

○司会者

分かりました。ありがとうございます。

では、弁護士の方、質問をお願いします。

○弁護士

証人尋問をするに当たっては、やっている側としては、裁判員の皆様、多分そういった証人尋問を聞くのは初めてでしょうから、なるべく専門用語とかを使わないようにしてという意識はあるんですけども、どうしても出てしまう場合もあるというところもあったりしていて、この質問の意味が、よく分からなかったなというようなこととか、あったのか、なかったのかということをお聞きしたいことと、もう一つは、やっぱり尋問をしていると、反対尋問の場合ですと、どうしても回りくどくなってしまおうと。何で、弁護士や検察官はこんな質問をしているのだろうというところ、質問の意図がよく分からないというようなことがあったのか、なかったのか、あった場合に、何かあとで質問できるような形だったのか、何で弁護士はこういうことを聞いているのかと思う点があったのかということをお聞きしたいです。

○司会者

10月の裁判員を経験されたお二人から、何かありましたら、お願いします。

3番の方、お願いします。

○裁判員等経験者3

説明は分かりました。もし、それが分からない人がいたとしたら、そのあと、こちらの控室の評議のところで、裁判官の方が一からその事件の出来事を順を追って説明されますので、そのときに分からない人はまた飲み込めたんじゃないかと思えます。

○司会者

弁護士の質問の意図がよく分からないときは、あとで裁判官とかに聞いて、さっきの質問はどんな意図だったんですかねという形で、確認していたみたいなことですか。

○裁判員等経験者3

私の場合は、それは聞きたいなということは、それはなかったです。説明されたことがずっと頭に入ってきましたし、私たちは素人ですから、例えば弁護士の方のように、ほかの裁判の経験を積んでいかれると、ここが足りないとか分かるのかもしれませんが、私たちの場合は初めてだったので、比べようがないというのか、だからもうその説明で十分分かりましたので、ここが足りないとかは何も感じませんでした。それでよかったです。

○司会者

ありがとうございます。

10月の事件については、基本的に弁護士のほうが、被害者の証人に対しても反対尋問をし、被告人の主張を裏づけるような話を被告人から引き出すということが、質問を中心にされていたと思いますけれども、特に10月の事件で、被害者に対する反対尋問ですよ。弁護士から被告人の話に近いことを引き出そうとする尋問の方向で、裁判員2番の方は、御覧になっていて分かりやすいところ、分かりづらいところってどうだったのでしょうか。



○裁判員等経験者2

余りその分かりにくいという点が思い当たらず、結構双方、検察官も弁護士も、質問の仕方、尋問の仕方は多分、私たちでも分かるような説明だったかと思っております。特別、あれって思うような、疑問に思うようなことはなかったです。

○司会者

ありがとうございます。

尋問は、今日来てくださった人には評判がよかったようですけれども。

検察官の質問とか、弁護士の質問に関係して、お話しして下さってない方、何かありましたらお願いします。

最後になりますけれども、審議の最後に、検察官が論告、弁護人が弁論というのをされて、この事件についての最終的な意見を述べられたと思いますけれども、その点がどうだったかということ、少し伺っていきたく思います。

もう大分昔の話になってしまったかもしれませんが、5月の事件は最終的な弁論、弁護士が長くされて、最終的には弁護人意見を採用する形で判断がされたわけなんですけれども、法廷で最後に弁護士がずっとしゃべられた弁論の内容が、裁判員の方が聞いていて、どのぐらい御理解いただけていたのかということ、お手元にそれぞれが担当された事件の弁論のメモが残っているかと思しますので、それを見ながら、感想めいた話で構いませんので、お話ししていただければなと思うんですが、1番の方、どうでしょうか。

お手元に、9ページにわたる文書がつづられていると思います。

どうでしたか。今、読んでくださいというのじゃなくて、法廷で、これとほぼ同じ話をされたんですよね。皆さん、聞いてくださったわけなんですけれども。話として理解しながら、どのぐらい耳に入ってきていたのかということ、ちょっと、そのときの記憶で構いませんので、教えていただければなと思います。

弁護士としては、弁護士のお話を聞くと、なるほどそのとおりだと、裁判員にすぐに思っただけのような説明を理想とされていると思うんですね。弁論が終わ

った瞬間に、なるほどこれはもう弁護士の言っているとおりだというふうに、もう自分の中で、はたと膝を打つようになったのか、それとも、最終的に結論というのは、評議の中でみんなと話し合っていく中で、なるほどこうだねとなったのか、それはどっちでしたかね。

○裁判員等経験者 1

一応持ち帰って、ほぼ弁護士が話していることを全部聞いたことを持ち帰って、評議室で皆さんといろいろな意見を出し合って、決めていこうと思いましたが、それはその場ではもう、持ち帰るという感じでした。

○司会者

ありがとうございます。

次に評議の話へ移っていきたいと思います。

評議を、先ほど3番の方から、裁判官の説明がよかったという点を強調していただきましたけれども、むしろ評議は、皆さんがちゃんとお考えになっていることを話していただけているかのほうが大事なところなので、自分が言いたいことは大体言えたかどうかというところから、ちょっとお話を進めていきたいと思います。

口べただったとお話をされていた、5番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 5

評議については、量刑の考え方というのが、もう本当に初めてなので、何も分からないところからだったんですけれども、評議室で決め方というか、しっかり覚えていないんですけれども、悪いと思ったものは足して、酌量できるような部分を減らしてみたいな感じで、やっていたような気がするんですけれども、そのやっている中では、その説明も分かりやすく、その中で自分で、ここは譲れないと思うときには、自分の意見も聞いてもらって、難しくてもう本当に悩んだけれども、答えじゃないですけど、そうですね。やっていった中で、少しずつ教わりながら、自分の意見を言いながら、人の意見を聞きながらという感じです。

○司会者

例えば、裁判長に遠慮して、あれを言わなかった、本当はこれを話したかったんだけど話してないとか、ほかの人の裁判員がこう言うから、私は本当はそっち側だけど、ちょっとそれは言うのやめようかなとか、そういうのはなかったですか。

○裁判員等経験者 5

それはなかったですね。

○司会者

なかったですか。

○裁判員等経験者 5

時間もすごくたくさんとっていただいて、多分みんな意見をそれぞれに言えたと思うし、そうですね。何度も、本当に何度も話し合いが行われて、多数決になりますとか、その評議についても、何も考えていないときでも質問されるぐらいに意見を聞いていただけたので、思うことは全部話せたと思います。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方が担当した事件というのは、結構評議も難しく、皆さん活発にお話をされていたと思いますけれども、御自身として、今回の裁判の結論に至る過程で、いろいろ自分が疑問に思っていることとか、考えとかが、話がどのぐらいできたかどうかということを、ちょっと御紹介していただければと思います。

○裁判員等経験者 1

量刑については、皆さんが多数決で決めることだったんですけども、僕は僕らが、裁判員が多数決して、最終的には裁判官の方が入れたのが上がると思っていたんですよ。裁判官が最終的には決めるんじゃないかなと思っていたんですけども、やっぱり裁判官も評議、裁判員も多数決でやった量刑になりましたので、それはもう、びっくりしました。びっくりして、やっぱり責任を少し感じました。○司会者

評議では、何よりも3番の方が、裁判官の説明がよかったとおっしゃっていたんですけども、御自身がどう考えたこと、どのくらいお話しできたかという

ほうが、私ども的にはうれしい話なんですけれども、ちょっとその辺、話していただければと思います。

○裁判員等経験者 3

私は自分の思ったことは十分に話しました。質問に対して、その一つの質問に対して、どの人にもあなたはどう思いますかって、ずっと裁判官の方が言われて、一つの質問に対してみんなも答えて、みんな自分の思ったことを話したと思います。

私は、こんなに丁寧にするのかと思うほど、本当にじっくりと分かりやすく、本当に丁寧に一つずつされるんだなって思いました。だから、自分の言うことも、聞きたいことも、話は全部しました。

○司会者

ありがとうございました。

2番の方、評議はどうでしたでしょうか。

○裁判員等経験者 2

量刑については、なかなか難しいところがあったかと思いますがけれども、皆さんの意見を交え、裁判員の人の意見を交え、裁判官の意見を聞き、今までの状況をそれこそホワイトボードに何枚にもわたって書き出してもらって、それで、皆さんでそれこそ意見をいろいろ発言、皆さんが多分いろんな意見を発言できた、私自身も発言はパーフェクトにできたのではないかと思うぐらい、皆さん、一生懸命意見を言っていってらっしゃいましたので、よかったかと思っております。

納得のいく結論になりましたかというのは、刑に関してはどうなのかというのがありますけれども、一応検察官から求刑何年、弁護士からこのくらいが妥当だろうということで、またその間で皆さんで議論することができたから、よかったかと思えます。

○司会者

ありがとうございます。

評議に関係して、今、量刑の話が出てきたんですけれども、量刑についての考え

方というのは、裁判官のほうが最初に、行為責任ということで、やったことの悪さと、その犯行を決意したことに対する非難の程度の高さという、その相関関係でまず事件の重さを考えていきますよということを御説明したかと思えますけれども、そういう量刑の考え方自体、またそれを過去の裁判例を皆さんに分析してお示しして、重いグループや軽いグループ、中間のグループについて、どんな評議傾向があるかということをお説明しました。これは、1番の方が担当されたのは最終的に傷害になったので、そういう細かな分析はできませんでしたし、5番の方が担当された事件は、たくさん共犯者がいたので、一応共犯者がどんな刑だったかということを中心にお話ししたかもしれませんが、10月の裁判員の方が担当された事件は、そういう普通どおりの考え方を最初に説明して、強盗殺人未遂、悪さの程度から議論していったと思えますけれども、その議論の方法というか、考え方自身は、一般の市民の方からしてなるほどなと思えるようなものだったのか、ちょっと世間の常識とどうなのかなと、常識に沿っていないんじゃないかなと思えるようなものだったのか、その思考方法とか発想については、どう思われましたですか。

2番の方、いかがでしょうかね。

#### ○裁判員等経験者2

やっぱり過去の裁判員裁判の量刑グラフとか、そういうので、ここは計画性があったとか、ここはそうではなかったという点で、それこそグラフの中で右いたり、左いたりして、最終的にここが妥当だろうということで、皆さんがこれくらいが妥当だろうということで、刑を多数決という形になりますけど、何年という形でなるかと思えますので、その点は、判例がないと、多分何年になるんだろうかというところは、多分判断はできないかと思えますけれども、そういうのがあって、できるのではないかなと思っております。

#### ○司会者

その以前の裁判例の特徴なんかを分析して、こういう事件は、こういう特徴を持った事件は、何年ぐらいから上の刑になっていますみたいなことを御紹介したかと

と思いますが、裁判員として参加していただいている、ほかに前の裁判員の方が、ほかの事件でどんな裁判をしたのかについて、説明を受けることそのものとか、刑を参考にしてくださいよとかいうふうに言われることについての抵抗感というか、そういうのはどうですか。

○裁判員等経験者2

それに関しては特別抵抗というあれではないですけども、自分の意見を言って、周りも意見を言っていましたので、抵抗はなかったです。妥当かなと、思いました。

○司会者

3番の方、今の点、どうでしょう。内容は分かりましたか。

○裁判員等経験者3

初めてのことでですから、この刑に対してどのぐらいの判決を出したらいいのかというのは、やはり素人だから分からないです。今までのデータをずらっところこうでしたというのを見せてくださって、それからみんなそれぞれに判断したわけですけども、やはりそういう判断がないと、初めての人は分からないので、やはりデータを見せられるということは大変いいんじゃないかと思います。そのデータを見せることに対しての抵抗というのはないです。むしろ見せてくださったほうが、私たちも判断しやすいです。それはいいんじゃないかと思います。

○司会者

ありがとうございました。

次第に難しいテーマに話が進んでいきますが、今日皆さんが集まって、最初に違うお部屋でおしゃべりしたときに、一番盛り上がった話のテーマに移っていきたいと思います。それはどういうテーマかという、一般から選ばれた裁判員の方がこういう刑事裁判に参加することの意味というのを、皆さん御自身の経験から、裁判員に参加した後、こんなふうになんか考えがなってますよとか、こんな行動をしていますよというようなことをいろいろと御紹介していただいて、これが実は一番盛り上がったので、いよいよそのテーマに入っていきたいと思います。

裁判員裁判に参加した後に、参加する前とどんなふうに考えが変わったか、あるいは生活が変わったりしていたのかとか、今回の経験を御家庭とか職場でどんなふうにお話をしてくださっているのかとかいう点、御紹介していただけることがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

3番の方は、どうですか。

#### ○裁判員等経験者3

裁判員に、参加して非常によかったと思います。やはりしていなかったら、その世の中に起きている事件とか、そういうのも、新聞とかそういうテレビのニュースとかも軽くスルーというか、流れに任せてぱーっと見たり聞いたりしていたんじゃないかと思うんですけれども、やはりこの裁判員裁判に選ばれて参加したことによって、新聞もその点が出ていると、きちんと読むようになりましたし、テレビのニュースも、今、こんなニュースが、こんな事件が起きていたんだ、これが裁判員裁判であったんだとかいうようなことを、前よりは、してないときは、ただずっと流していたような感じだったんですけれども、今は注意深く、ほかの、この鹿児島のことだけじゃなくて、ほかの県とかで起きている事件などもやはり深く注意するようになりました。それは大変よかったと思います。

#### ○司会者

ありがとうございます。皮切りありがとうございました。

ほかの方、どうでしょう。

2番の方、どうですか。

#### ○裁判員等経験者2

自分が裁判員裁判に参加したことによって、プラスと言えば、さっき3番の方が言われたように、テレビ、新聞等に載っている事件が毎日のように気になりだし、新聞等もよく見、裁判員を経験してからですけれども、去年は何度か裁判所のほうに出向き、傍聴も結構な数、したかと思っております。今までであれば、裁判所に行くこと自体もなかったんでしょうけれども、裁判員をしたことにより、裁判所で

裁判員裁判の傍聴をしたり，またテレビ，新聞等で報道されている事件等も意識して，何かこうよく見るようになったかと思っておりますので，参加した経験については，家庭ではもう親と一緒におりますけれども，こういう事件だったと，ある程度はテレビで報道されているので，最終的に判決まで何年というのが出るから，その程度しか言ってないし，職場においては，周りから，同僚から，裁判員をしたという何かこう，ちょっと違った目で見られるというか，違った目というか，悪い意味じゃないです，プラスな意味で，何か，おお，そんな裁判員なんかを経験したんだというふうに，ちょっと見る目が変わった発言をされたりしているかと思えます。悪いほうじゃないので，いいことなので，ちょっとよく見られているみたいです。

○司会者

ありがとうございました。

こちらのテーブルに移ってまいります，どちらから先にお話ししていただけますか。

1番の方，お願いします。

○裁判員等経験者1

裁判員裁判に参加してよかったと思います。というのは，裁判員裁判になる前は，ニュースも新聞も読んでなかったんですけども，裁判員裁判をしてから，やっぱり事件関係とか，鹿児島県以外の事件関係とかもよく見るようになりまして，新聞も隅から，その事件のところとか，経済のところとか，いろいろ見るようになりまして，僕はよかったと思います。

同僚からも，いい意味で，やっぱり裁判員裁判の裁判員だったんだと言われるようになり，それはよかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

5番の方，お願いします。

○裁判員等経験者5



同じくよかったと思っています。こういう傷害事件だったりとか、地方で起こっている普通の人普通に被害を受けているような事件は、私の中で何か小さいニュースというような見方をされていて、余りテレビでニュースでやっても、右から左みたいな感じですけども、そういったニュースが起こるときに、これも裁判員が裁判員裁判でされるんだとか、そういう意識を持って見るようになりました。

職場の人たちも、同じ営業所の人ではないところの人からも、わざわざ電話がかかってきて、やってみたいんですよとか、どうだったんですかとか、そういういろいろ聞かれる機会もあったりして、本当に貴重な体験だったんだなと思っています。

○司会者

ありがとうございました。

大体、参加した後どうだったかというお話を伺ったかと思えますけれども、皆さん、言いたいことをお話ししていただきましたでしょうか。

最後に、今回の裁判員の経験者の方の意見交換会の目的の一つに、裁判所や検察官、弁護士が、これから新たな裁判員が事件を担当するときに、皆さんの御自身の経験からして、こういうところをもっとよくしたらいいですよというアドバイスや、御指摘がありましたら、ぜひお願いしたいと思いますが、これは1人ずつちょっと伺っていきたいと思いますので、ちょっと心の準備をしていただいて、2番の方からお願いできますか。

○裁判員等経験者2

世間一般的に、裁判員裁判というのは、テレビ等いろんなところで広報されて、知れ渡っているんでしょうけれども、まだ全ての人が理解していない人も中にはいるかと思って、仕事を休んだり家庭にいろいろ事情があつてという人も多分いらっしゃるかと思うので、もうちょっと、何ていうのかな、職場に対しても、こういう裁判員裁判に今、お宅の社員が選ばれましたので、ちょっと何かこう、そういうときは、何て言うんですかね、休みをあげてくださいみたいな、特別な休みを、それは企業が最終的に決めるんでしょうけれども、そういうところまで伝わってれば、

多分もっと、じゃあしましよという方も、また辞退される方も少なくなるかと思  
います。また、子育てがある方々、家族にまだ高齢の御両親とか、そういう方を介  
護されている方も多分いらっしゃると思いますので、そういう人たちにその裁判員  
裁判の日にちの間だけでも、その何か福祉でも、そういうところでもうちょっと援  
助してもらえれば、もっと参加される人は多いのかなと思います。テレビ等で、テ  
レビ、新聞、いろんなどころで、裁判員裁判というのは、多分今はもう普通に聞く  
ようになったかと思えますけれども、まだそこを理解していない人や、分かって  
いない方も多分いらっしゃるのでは、もっと広報をしてもらえればと思います。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方、お願いします。

裁判所や検察官、弁護士の、もっとこういうところをこうしたらいいですよとい  
うのがありましたら、ぜひお願いいたします。

○裁判員等経験者3

こうしたらいいですよとかいうのはないですね。やはり今までのような説明で十  
分、大体の人は理解できると思いますので、また、そのようにされているから、こ  
うしたほうがいいというのは、別にそれは何もありません。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方は、実は補充裁判員なんですよ。補充裁判員というのは、世間の人か  
らしたら補欠みたいな感じと思われているかもしれませんが、補充裁判員という  
のは、実際どんなことをなさって、裁判員とどう違っていったのかということ、ち  
よっと簡単でいいんですけれども、お話ししていただければと思います。

○裁判員等経験者3

最初、補充裁判員ということになったときに、裁判長のほうから、この補充とい  
えば、野球で言えば補欠みたいなものだけど、この場合は違いますので、全く

一緒、そのように一緒ですのでという、後の判決のときが違うだけであって、みんなと話をするときは全部一緒で、ここで言う補充というのは、野球の補欠とは全然違って、やはり全部の話には裁判員の人たちと一緒に、同じように参加していただいて、同じように意見も言ってもらって、そして最終段階の判決をするときだけがちょっと抜けることになるということでありました。だから、別に補充だからといって、全然、何て言うのかしら、もう裁判員と全く変わらないという感じでした。

○司会者

ありがとうございました。

ちょっとまた話を戻しまして、これからよりよく裁判員裁判をしていくためには、裁判所や検察官や弁護士に、こういうことはもっと気をつけてくださいとか、こうしてくださいというのがありましたら、ぜひお願いいたします。

1 番の方。

○裁判員等経験者 1

裁判員裁判、浸透してきているんですけども、まだまだ知らない人がいっぱいいると思います。そういう人たち、うちへは来たけどって、自分には全然来てないけどって人が結構、行きたいといって、裁判員やってみたいなという人が結構いるので、いっぱいそういう人たちにといいか、もうちょっとPRというか、そういうのを広めたらいいんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

最後ですけども、5 番の方、お願いします。

○裁判員等経験者 5

7 月の裁判は、裁判員が女性がとても多くて、話しやすい雰囲気、女性の私からしたらとても話しやすい雰囲気だったんですけども、裁判官の方も女性がいらして、そういう何だろう、女性の裁判官の方がいらっしやることで、話しやすいとか、安心するとかというのはとても大きかったと思うので、女性が、ランダムに選ばれ

るとは聞いているんですけども、女性が少ない、裁判員の女性が少ないときに、女性の裁判官が、そういうのができるのか分からないんですけども、いらしたら安心できるのかなと思いました。

あとは、SNSで裁判，すごく10人ちょっとの仲のいい友達だけでしているものに、裁判が終わったあとに書き込みをしたら，その裁判員制度が始まったときはすごくテレビで取り上げられていて，覚えていたけど，すっかり忘れていたという意見が結構あったりして，何かその意識が低いことにも問題があるのかもしれないけど，もっと目に触れるところにそういう，やってますよというような何かが，具体的には浮かばないんですけども，あったらいいのかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

これで一とおり，意見交換の事柄は大体終わったかなと思います。

それでは，ここからは報道機関の皆さんからの質問をお願いしたいと思います。

私が指名しますので，手を挙げてください。

○時事通信

裁判員経験者，4名の方々にお伺いしたいんですが，今回，こういう方法，三者の意見交換会をされたと思うんですが，率直な感想を，どういうふうにお思いになったのか，そういった部分をお伺いできればと思います。

○司会者

今日の先ほどまでの内容の感想ですね。

3番の方からお願いします。

○裁判員等経験者3

このような機会を持つということは，非常にいいことだと思います。私たちは何もできませんけれども，そちらの方々には新聞記者とかいろいろありますと，報道関係の方ですと，そういうのを新聞に書くとかいうときに，ああ，やはり裁判員を経

験した人たちは、みんながやはり裁判員をしてよかったとかいう意見のほうが圧倒的に多いなということを感じられたと思うんですね。そういうのをまた記事にすることもできますので、私たちはそういう報道は、知っている自分の身内とか、知り合いとか、そのぐらいだけど、やはり報道機関の人たちとこういう会話がなされたということは、非常にいいことだと思います。

○司会者

3番の方は、前回のテレビのニュースを御覧になっていて、こういうのがあるので御自身も参加しようと思ってくださったんですね。

○裁判員等経験者3

そうですね。

○司会者

前回はちょっと数が多かったので、今日ももっと多いのかと思って来たら少なくてちょっとびっくりしたんですね。

2番の方、お願いします。

○裁判員等経験者2

私も前回あった分はテレビで拝見しておりました。こういう意見交換会というのも大事かなと思います。また、裁判員をした人たちの生の声が聞けた上で、またマスコミの方たちがテレビ、新聞等、いろいろな方法で経験されてない方にいろいろな情報を流していただけることで、もっと多くの人に、裁判員とはこういうものだ、裁判員を経験した人たちがこういうふうに言ってたよみたいなのが放送されたり、新聞等で発表されるので、もっと裁判員裁判というものに理解をしてもらえることが一番かなと思っております。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方、お願いします。

○裁判員等経験者1

こういう意見交換会をして、本当によかったと思います。もっともっと、報道機関のほうで、新聞、テレビ関係でいろいろ宣伝をして、もっともっと多くの人が裁判員になるようにやっていけばいいなと僕は思います。

○司会者

ありがとうございます。

5番の方、お願いします。

○裁判員等経験者5

話し合ういい機会を作っていただいたと思います。緊張はするんですけども、実際に裁判員をした人たちの意見をたくさんの人に知っていただくことで、全く意識を持っていない人にも興味を持っていただける、少しでも何かお手伝いになるのかなと思いました。

○司会者

本当は、同じ担当の裁判員の方があと2人いて、3人で、知っている人ばかり集まるはずだったんだけど、ちょっと来られなくて残念だったんですけどね。

ありがとうございました。

ほかの方はどうですか。

○南日本新聞社

2点ありまして、まず1点目、伺いたいのがあります。皆さん、裁判員を経験されて、先ほどのお話の中でも、同僚の方からどうだったんだとかいうふうに、いろいろお問い合わせというか、話しかけられたりしたということでしたけれども、まだまだやっぱり、実数として裁判員を経験した方、経験してない方で比べると、圧倒的に経験してない方が多いのが、当然ながらあるわけですね。そういう未経験者の方々とお話をする中で、まだ経験していない方、その方々が裁判員に、自分も裁判員になりたいという意欲、これをどれぐらいの方が持っているというふうに肌感覚でお感じになっていらっしゃるのかな。それを一つ伺いたいんですけども。

○司会者

今の1点目の質問は、裁判員をやってきた後で、いろんな人からどうだったって聞かれているけど、実際聞く人のうち、どのぐらいの人が自分もしたいと思っているのか、どんなふうに感じていますかということだと思います。

逆の順番で5番の方からお願いします。

○裁判員等経験者5

私も余り、私が裁判員に選ばれたことを知っている人は、ほぼ全員、楽しそうとか、やってみたいとか、そうっていうのもあったんですけども、そうですね、やりたいか、あと、同じ職場の東京の子なんですけど、その前からやりたかったんですけどねっていう、ちょっと意外だったんですけど、でも当たらないんですよっていう意見もありました。

○裁判員等経験者1

僕は、裁判員裁判をやって、いろいろな友達に聞きますけれども、大体やりたいという人は、今の状況では10人中の2人か3人ぐらいだと思います。だから、もっと、こんなに行きやすいところだと、みんなでいろいろな意見を交換し合って、そういう意見を出し合って決めていくんだよというところが、もっともっと分かるように、やっぱり参加することによってありますので、そうしたほうがいいと思います。

○司会者

ありがとうございます。

2番の方、お願いします。

○裁判員等経験者2

私の職場では、数名ですけど、裁判員裁判に選ばれたこと自体に、先輩が、希望するから選ばれたんだよというふうに言われたんですけど、いや、先輩これは違うんですよと。選ばれたのは希望して選ばれたのでなくて、逆に向こうから選ばれてこいうのが来たんですよというのを、ちょっと勘違いされている先輩もいらっしやっしたし、また中には、今日のこの意見交換会があるということで、今日有休をもら

ってきたんですけれども、中には1名、行かなくてもいいんじゃないの、行くのというようなことを言われた人もいました。また逆に、ほかの大多数が気をつけて行ってきなさいねみたいなのは結構言われましたので、そのことに関しては、いろいろ皆さんの考え方というのがいろいろあるんだなというふうに感じました。

○司会者

3番の方、お願いします。

○裁判員等経験者3

裁判所と聞きますと、大概の人が、ちょっと行きにくいところだと、こう感じる人がほとんどだと思うんですね。それで、やはりこの裁判員になるには、20代の人もいれば、30代、40代、60代とかいろいろいるんですけれども、やはり20代はたった20年しか生きてきていないので、やはりちょっとというような人もあるかも分かりません。でも、年齢が若いからというのものもあるけど、あるいは年齢じゃなくて、その人の持っているもので、いや、したいという人もいるし、いや、何となく難しいんじゃないかなという考えの人が多くて、やはりやりたいという人は、私は少ないんじゃないか、来たからするということ感じで、自分から、いることはいるんですね。したいという人もいるけど、全般的に半分以上は、進んでという人は少ないんじゃないかと思います。

○司会者

3番の方のお友達とか、御親戚の方なんかと、今回の裁判員やったんだよという話をしたときに、私もしてみたいとかいうふうな反応はどのぐらいありますか。

○裁判員等経験者3

そうですね。難しいんじゃないのとかいう感じですね。何となく、私もここを選ばれるまでは、全く何ていうのかしら、他人事、裁判所とかいう場所もどこにあるのかとか、そういうのも、もう自分の住んでいる市でいろんなことが足りしますので、ここが裁判所だということを、余りはっきり認識も同じ鹿児島に住んでいながら、知らない人も結構多い、私も知らなかったし、多いんじゃないかと思うんです



けれども、やはりこの裁判とか裁判所と聞くだけで、ああ、ちょっと手ごわいとか、難しいとか、ちょっとそこは敬遠したいなというような人が多いんじゃないかと思って、進んでやりたいなとは、みんな言いませんでしたね。

○司会者

ありがとうございました。

次の質問をお願いします。

○南日本新聞社

二つ目の質問です。

先ほど皆様のお話で、裁判員を経験したことで、自分にとってすごくメリットになったというお話はいただきました。ちょっと転じてといたしますか、裁判員を経験されて、裁判員として裁判に参加して、量刑を下す、そういうことをすること、裁判員として社会に果たす役割というか、意義というか、それはどういったところにあるというふうに、経験をされてお感じになったのかというのを、ちょっと伺いたいんですが。

○司会者

裁判員の皆さんが裁判に参加してくださることで、世の中にどんなふうに影響があるかみたいなどころですね。難しい質問ですね。

3番の方からいきましょうか。

○裁判員等経験者3

はっきり言って、意義はどうかとか、そんなことは考えたことはありませんでした。でもやはり、国のシステムでこのようになっているから、やはり前は専門家の裁判官の方たちだけがしていて、それで何かやはり素人の人もしたほうがいいのかというようなことがあったから、このような裁判員制度になったわけでありまして、それで意義はそこまでは考えていないけれども、やはり私たちのやった裁判では、お母さんがそしたらそういう刑務所に入ったら、息子さんはその後、どうなったんだろう、その同居人の男の人と一緒に暮らしてるのかなとか、そういうのも

考えるようになりましたし、それからやはり、人間だから、取り返しのつかないことをするのもかもしれませんけれども、やはり何となくですけれども、小さいときにやはり誰か一人でも愛してくれるというのか、例えばお父さん、お母さんがいなくても、その上におじいちゃん、おばあちゃんとかがいるし、親が死んだり、あるいはいなくても、誰か、男のほうか女のほうのおばあさんでもおじいさんでも、一人だけでもその子をかかわいがってくれるとか、やはり犯罪を犯さないためには、やはり大きくなってからは、ちょっと大きい大人を改心させるのは難しいので、小さいうちに誰か上のほうが、おじいさんでもおばあさんでも、あるいは親、考えたら親が二人とも、死んだりするかもしれませんが、6人はいて、6人が6人ともいないというのはないでしょうから、一人だけでもその子を愛してくれてたら、その子も犯罪のほうに走らなくなるんじゃないかなと、やはり小さいときのそうすると、その子も、ああこのおばあちゃんを悲しませたくないから、こういうことはやめようとかするので、そういうことを考えたりもいたしました。選ばれて、意義とかそういうのは余り深く考えなかったけど、そういう未然に犯罪者にさせないためには、やはり何でも小さいときにその子を真剣にかかわいがってくれる人が一人いたらなどというようなことを考えました。

○司会者

ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

○裁判員等経験者2

3番の方が言ったことと重複するのもかもしれませんけれども、今までであれば裁判官が複数なり単独で判決を出していたのかもしれませんが、この制度が始まって今年で8年目になるかと思うんですけれども、一般の意見というの、一般人から見た犯罪に対する意見というのが取り入れられて、今までと違う判決も多分出るかと思えます。こういうのがもっと多くなっていけばいいというか、犯罪自体が多くなっていくことはよくないことですが、こうやってもうちちょっと一般

の意見というのが、裁判の中に取り入れることがいいことじゃないかなと、そういうふうに思います。

○司会者

ありがとうございました。

順番で1番の方、お願いします。

○裁判員等経験者1

余りそんな難しい話ではありませんが、私も東京のほうに17年おりまして、Uターンをしてくまして、何か人の役に立ちたいなと思ひまして、地域密着型というか、そういう活動をしたいなと思ひまして、鹿児島市の消防団も入りましたし、裁判員裁判がちょうどそのときにきたもんですから、これはいい機会だなと、人の役に立とうということでやりました。

○司会者

ありがとうございます。

裁判に裁判員の方が参加することで、皆さん、それぞれは得るものがたくさんあるというのはよく分かりましたので、じゃあその世の中にとって、裁判員裁判をするというのは、どんなふうないいことがあるんでしょうかという、難しく言うところという質問だったと思ひます。お願いします。

○裁判員等経験者5

やってみてのこともそうですけれども、裁判員裁判があるということで、まず裁判に興味を持つということが大きく変わると思ひますし、今まで裁判官とか弁護士、検察官、プロの方たちだけで刑が決まっていたところを、一般人の意見が入ることによって少し変わることがあるのかなというのも思ひます。終わった後に、周りに話して、周りが興味を持つことで、また次につながるというのもあると思ひるので、そういったところでよかったかなと思ひます。

○司会者

ほかの方は、どうでしょうか。

○朝日新聞社

皆さん、今日はありがとうございました。

私が聞きたいのは、この公判中に、期間中に、皆さん、新聞とかテレビの報道って、よく見るようにしていたのか、逆に見ないようにして、自分の考えが左右されないようにしていたのか、その報道について、どういうふうな見方をしていたのかというのと、それを見ていた方については、報道について、もっとこうしたほうがよかったのになとか、その報道のせいで、自分の考え方に影響があったのかということをお聞きします。

○司会者

今の対象とされているのは、御自身が担当された事件について、その裁判中にどんな報道がされているのかについて、どのぐらい読んだり、見たりして、それが自分の考えにどのぐらい影響したのかということですね。

○朝日新聞社

はい、そうです。

○司会者

多分、報道されていたのはそんなに多くなかったかもしれない。どんな報道をされてましたかね。じゃあお願いします。

○裁判員等経験者3

別に、報道を見ないようにするとか、そういうことはしませんでした。それに影響するとか、それほどのことも、それで自分の意見が変わるとか、そういうような、そういうのもなかったと思いますし、またそれを左右するような内容の報道でもなかったと思います。別に見たから、見なかったからといって、自分たちの判決にあれが加わるというようなことはなかったように思います。

○司会者

2番の方はどうでしたか。

○裁判員等経験者2

私も初公判の日は、裁判官の方たちの映像だけが映って、こういう事件が今日から始まったというのは、テレビで見ましたけれども、特別テレビで言ったから私の判断がこう変わるとか、そういうのは確かになかったかと思います。報道の方は報道の方なりに、いろいろと考えて記事を書かれて報道されるわけでしょうから、またそれはそれでそっちの見方として、私たちはまた裁判員としての立場で考えていましたので、特別そのテレビ報道を見て支障があったということはありません。

○司会者

1番の方の事件は、ニュースになってました。覚えていますか。

○裁判員等経験者1

もう自分のことで精いっぱいだったのでテレビは見なかったです。

○司会者

その自分のことというのはどういうことですか。

○裁判員等経験者1

やっぱりその裁判、裁判員になって、やっぱりその事件とかをやっぱり真剣にしないといけないなというのがありましたので、とりわけテレビはあんまり見てなかったです。

○司会者

もうあえてこの事件に関係するものは見ないようにという意味合いで御覧になっていなかったということですか。

○裁判員等経験者1

そうですね。

○司会者

5番の方、どうでしょう。

○裁判員等経験者5

もう決まった後で、被告人のSNSを検索して、裁判中の雰囲気と随分違うなどいうのを感じたんですけども、その裁判の最中はあえて見ないようにしてしまし

た。

○司会者

ありがとうございました。

今日、御出席の記者の方、皆さん御質問されましたかね。

では、予定の時間になったようですので、お願いします。

○家裁総務課長

それでは、以上をもちまして、裁判員等経験者との意見交換会及び質疑応答を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。